

5月15日までの休業要請等に係るQ&A

	質問	応答
1	なぜ休業要請を行うのですか。	<p>4月16日に全国に緊急事態宣言が発令され、北海道は特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとして「特定警戒都道府県」に位置づけられましたが、外出自粛等の状況を踏まえ、より踏み込んだ措置が必要と考え、4月20日、一部の事業者の皆様へ休業要請をすることとしました。</p> <p>大変ご迷惑をおかけいたしますが、道民のいのちを守るため、感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力をお願いします。</p>
2	<p>休業要請は、何（誰）に対して行うのですか。</p> <p>休業要請と支援金との関係は、どうなっているのでしょうか。</p>	<p>緊急事態措置として行う休業要請は、感染症のまん延を防止するため、<u>多数の方々</u>が利用する施設や、その施設を使用して開催する催事（イベント）の休止等を施設管理者やイベント運営者に要請するものです。（法令によらない道独自の協力依頼も同様の考え方です）</p> <p>制限の対象となる<u>施設の使用を伴わない業務や行為に制限をかけるものではありません。</u></p> <p><u>支援金は、休業要請への協力と感染拡大防止の取組を促進するために設けるものであり、この趣旨に照らし、休業要請等を受けた施設の感染防止対策に主体的に携わることが可能な事業者（施設管理者）に対し、支給することとしています。</u></p>
3	罰則はないのですか。罰則を設けるべきではないのですか。	<p>特措法では、事業者等が医薬品や食料品などの保管を命じられたにもかかわらず、物資を隠匿・破壊・廃棄した場合等を除き、外出の自粛や施設の使用停止等に関して、罰則の規定はありません。</p> <p>今回、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから、緊急事態宣言が出されたものであり、まん延を防止するため、生活の維持に必要な目的以外の外出の自粛、イベント開催等の自粛、施設の使用停止等について、ご協力をお願いします。</p>

	質問	応答
4	休業を要請する施設かどうかわからない、どう判断すればいいですか。	<p>北海道の緊急事態措置に掲載している「休業要請等の対象施設一覧」をご確認ください（北海道HPに掲載）。</p> <p>施設一覧に記載する「休業要請を行わない施設」に該当しない場合は、基本的に休業要請の対象施設と見なします。</p> <p>但し、その場合にあっても、一覧に記載する「休業要請を行わない施設」と機能や性格が類似する施設や、明らかに生活必需物資・サービスを提供する施設の場合は、休業要請の対象になりません。</p> <p>なお、対象施設一覧に掲載されていない屋外施設については、感染防止対策を図っていただくことを前提に、基本的に休業要請は行わないこととします。</p>
5	「休業要請とする対象施設」の中に、床面積の合計が1000㎡超、1000㎡以下、100㎡以下という3つの区分を設けているのはなぜですか。	<p>面積区分のある休業要請等の対象施設のうち、1000㎡超の施設は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下特措法）及び施行令において、都道府県が施設使用の制限等を要請できると定められている施設であり、要請に応じないときは、指示、公表などの強い措置をとることができます。</p> <p>1000㎡以下の施設は、特措法に基づく使用の制限等を要請する対象施設とされていないものの、現下の状況に鑑み、特措法によらない協力依頼を行うこととしました。</p> <p>100㎡以下の施設については、1000㎡以下の施設と同様、協力依頼の対象となるものの、経済的な影響などといった様々な理由から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を施した上での営業を求めることとしています。</p> <p>面積区分により、要請等の度合いは異なりますが、いずれの場合も基本的には休業を要請しているものをご理解ください。</p> <p><u>いずれの区分も「基本的に休止を要請する施設」であり、休止（休業）にご協力をいただくとともに、感染リスクを低減する自主的な取組を行っていただく場合は、支援金の支給対象となります。</u></p>

	質問	応答
6	一つの施設の中に休業要請の対象施設と対象でない施設が混在する場合、施設全体を休止する必要がありますか。その場合、支援金はどうなりますか。	<p>休業要請の対象は、施設及びその施設を使用する催事（イベント）の双方です。ですから、休業要請の対象となる施設の休止を伴わず、イベントのみを休止しても、要請の内容を満たすことにはならず、支援金の支給対象にはなりません。</p> <p>一つの施設内で、休業要請の対象・対象外の施設が明確に区分できる場合は、その部分を休止することにより、当該施設部分の管理者が支援金の支援対象となります。</p> <p>一つの施設内で、休業要請の対象、対象外の施設が明確に区分できない場合、支援金の支給対象となるには、施設全体を休止する必要があります。（但し、施設全体を休止しても、その施設内で行う主な業務が「休業要請を行わない施設」と分類されている場合、支援金の支給対象とはなりません）</p>
7	休業要請前に写真スタジオで撮影した写真を、休業要請期間中に客に渡すことは可能ですか。その場合、休業とみなされますか。	<p>写真の受け渡しのみであれば、休業状態と考えて結構です。休業要請にご協力をいただいた場合、支援金の支給対象となります。</p> <p>※レンタルビデオ店の返却のみを受けつける場合なども同様です。</p>
8	銭湯内に設置されているサウナは、休業要請の対象となりますか。銭湯は営業し、サウナのみを休止した場合も、休業と見なされますか。	<p>銭湯内のサウナは、銭湯の一区画を占める施設であり、休業要請の対象となります。したがって、サウナのみを休止し休業要請にご協力をいただいた場合、支援金の支給対象となります。</p>
9	銭湯は、生活必需サービスとして「休業要請を行わない施設」に分類されているが、家族風呂は同じ扱いになるのですか。	<p>家族風呂は、銭湯と機能や性格が類似する施設と見なし、休業要請の対象とはなりません。</p>

	質問	応答
10	銭湯は休業要請の対象ではなく、スーパー銭湯は対象となっていますがなぜですか。	銭湯（公衆浴場）は、生活必需サービスを提供する施設であるため、休業要請の対象となっておりません。物価統制令の対象になるものを銭湯（公衆浴場）と分類しています。
11	宿泊施設に設置されている日帰り入浴施設は、休業要請の対象となりますか。	宿泊施設の日帰り入浴施設が物価統制令に基づく公衆浴場であれば、休業要請の対象にはなりません。 公衆浴場でない場合であっても、宿泊者の利用のため休業要請の対象にはならず、支援金の支給対象にもなりません。宿泊者以外の利用は避ける必要があります。
12	休業要請の期間中に、施設管理等のため従業員が施設内で作業を行っても、支援金はもらえますか。	通常の利用者が利用できない状態を保っていれば休業として扱います。この状態を保ち、休業要請にご協力をいただければ、支援金の支給対象となります。
13	休業要請の対象であるおもちゃ屋で、通常の営業を休止し、インターネット通販のみを行う場合、支援金の対象となりますか。	通常の利用者が施設を利用できない状態を保っていれば休業として扱います。この状態を保ち、休業要請にご協力をいただければ、支援金の支給対象となります。
14	個人事業主が複数集まって、1つのネイルサロンで施術しています。サロンは開業したまま、その中の一人が休業した場合、支援金の対象となるのですか。	この場合、休業要請の対象は、ネイルサロンの施設管理者とネイリスト全員であり、ネイルサロン自体を休止しなければ休業とはなりません。 休業要請にご協力をいただいた場合、支援金については、個々の事業主ではなく、サロンの管理者（代表者）が支給対象となります。

	質問	応答
15	美容室は休業要請の対象になっていませんが、美容室の中にネイルサロンを併設しています。その場合、休業要請の対象施設であるネイルサロンは休業する必要がありますか。また、休業した場合、支援金は支給されますか。	美容室とネイルサロンが区分される場合、ネイルサロンは休業する必要があります。（美容室部分を休業する必要はありません） 休業要請にご協力をいただいた場合、ネイルサロンの管理者が支援金の支給対象となります。
16	美容室での付加サービスとしてネイル業務を行っています。ネイル業務を休止した場合は、支援金の支給対象となりますか。また、美容室を休業した場合は支援金の対象となるのか	付加サービスであるネイル業務は、休業要請の対象にはなりません。 美容室は休業要請の対象でないため、休業しても支援金の支給対象にはなりません。
17	休業要請の期間中、バーの経営を休止し、アルコールと食品のテイクアウト業務を行った場合、支援金の対象となりますか。	バーについては、休業要請の対象ですが、テイクアウトは食料品の小売店（休業要請の対象外）と見なされ、支援金の支給対象となります。
18	複数の休業要請対象施設を経営している場合、1つの施設を休業しても支援金の対象となりますか。また全ての施設を休業した場合、施設の数に応じた支援金が支給されるのですか。	一事業者が複数の休業要請の対象施設を経営している場合、道内の全ての施設を休業しなければ、支給対象とはなりません。 また、施設数に関わらず、一事業者に対し定額の支援金を支給することとなっています。（個人事業主20万円、法人30万円）
19	バーと居酒屋を営んでいる事業者が休業要請の対象施設であるバーを休業し、居酒屋は、19時以降の酒類の提供を止めた場合、支援金の支給額はいくらになりますか。	一事業者が複数の休業要請対象施設を運営している場合でも、事業者に対し、定額の支援金を支給することとしています。 対象施設によって支給額が異なる場合は、有利な方を選択できます。 （バーの休業は法人30万円、個人20万円、居酒屋の19時アルコール提供停止は一律10万円です）

	質問	応答
20	休業要請の対象施設であるライブハウスで無観客のライブ配信を行った場合、支援金の対象となりますか。	通常の利用者が施設を利用できない状態を保っていれば休業として扱います。休業要請にご協力をいただいた場合、支援金の支給対象となります。
21	無店舗で出張サービスのマッサージを専門としている場合は、休業要請の対象となりますか。また、支援金の支給対象となりますか。従業員専門の事務所を持っている場合はどうですか。	出張マッサージ業務は、休業要請の対象とはなりませんが、施設の感染防止対策に主体的に携わることができないため、支援金の支給対象にはなりません。 なお、従業員用の事務所は、「休業要請を行わない施設」となります。
22	通常19時以降も営業している居酒屋が完全に休業した場合、支援金の支給はいくらになりますか。	居酒屋は「飲食店」であり、休業要請の対象ではありません。 したがって、休業した場合でも、支援金は、19時以降アルコールの提供を止めた場合と同様の支給額（10万円）となります。
23	休業要請期間の前から休業しているが、支給金の対象となりますか。	休業開始日に関わらず、休業要請期間の全日程の休業にご協力をいただいた場合は、支援金の支給対象となります。 但し、数年前から休業していた場合など、経営の実態ないとみられる場合は、支援金の対象とはなりません。 なお、休業要請期間が延長された場合についても、ご協力いただくことが要件となります。
24	ピアノ教室を自宅で行っている場合は、休業要請の対象になりますか。	自宅を施設として使用する音楽教室は、休業要請の対象となり、要請にご協力をいただいた場合は、支援金の支給対象となります。

	質問	応答
25	音楽スタジオを借りて音楽教室を営んでいますが、休業要請の対象になりますか。	音楽教室は休業要請の対象施設であり、スタジオを音楽教室として継続的に使用している場合は、施設の管理に携わることができることから、要請にご協力をいただいた場合は、支援金の支給対象となります。
26	バーと飲食店の違いを教えてください。	食事がメインであれば飲食店、酒類がメインであればバーとみなします。
27	レッスンプロが室内ゴルフ場の休業により、レッスンができなくなった場合、支援金の支給対象となりますか。	室内ゴルフ場（施設）を使用し、ゴルフのレッスンを行う場合、レッスンプロは、イベントの運営者として休業要請の対象者となりますが、施設の管理に携わることができないため、支援金の対象にはなりません。 なお、室内ゴルフ場を休業した場合、支援金の支給対象は当該ゴルフ場の管理者となります。
28	イベント関連会社の事務所は、休業要請の対象になりますか。	各種事務所は、「休業要請を行わない施設」であり、休業要請の対象ではありません。
29	ドッグラン施設を営んでいるが、休業要請の対象になりますか。	ドッグラン施設は、「休業要請を行わない施設」に該当しないことから、屋内施設の場合、休業要請の対象施設となります。 屋外施設の場合は、休業要請の対象とせず、適切な感染防止対策を図っていただくこととします。

	質問	応答
30	ビリヤード場は、休業要請の対象になりますか。	ビリヤード場は、「休業要請を行わない施設」に該当しないことから、休業要請の対象施設となり、要請にご協力をいただいた場合は、支援金の支給対象となります。
31	運転代行業を営んでおり、客が待機する待合室を有している場合、休業要請の対象になりますか。	運転代行業は、「休業要請を行わない施設」には該当しませんが、タクシーと機能が類似していることから、休業要請の対象にはなりません。
32	幼稚園は休業要請の対象施設となっていますが、当該幼稚園の施設内で行っている一時預かり事業の継続は可能ですか。	一時預かり事業（幼稚園を施設として使用）は、「休業要請を行わない施設」には該当しませんが、保育所に類似する施設であり休業要請の対象にはなりません。但し、幼稚園は休業要請の対象施設であり、幼稚園を休業したうえで、適切な感染防止対策を講じ使用していただく必要があります。
33	露天商（祭りや催事に出店する店舗を有しない事業者）は、休業要請の対象となりますか。	休業要請の対象は施設であり、施設の使用を伴わない業務や行為は、休業要請の対象にはなりません。
34	主に法要に用いられているホテルの集会スペースは、休業要請の対象となりますか。	ホテルの集会スペースは、休業要請の対象施設です。法要以外の用途にも使用している実績があれば、休業の対象となり、要請に協力していただく場合、支援金の支給対象となります。

	質問	応答
35	時計修理店は、休業要請を行わない施設となっていますが、時計の販売店は、同様の扱いにならないのですか。	時計販売店は、「休業要請を行わない施設」に該当しませんが、生活必需物資の販売を行うことから、休業要請の対象にはなりません。
36	休業要請の対象施設（例：スナック）と飲食店を営んでいる場合、スナックを休業し、焼肉店でのアルコール類の提供を19時以降も続けた場合は、支援金の給付対象となりますか。	複数の施設を営んでいる場合、支援金の支給対象となるには、全ての施設において、休業要請等にご協力していただくことが必要となります。
37	通常は19時までに閉店し、予約が入った時のみ19時以降も営業を行っている飲食店が、19時以降のアルコール提供の自粛を行う場合、支援金の対象となりますか。	支援金の支給対象は、通常時に19時以降も営業をしている飲食店に限っています。
38	自宅で営んでいるエステサロンは休業要請の対象となりますか。	自宅を施設として使用するエステサロンは、休業要請の対象となり、休業要請にご協力をいただいた場合には、支援金の支給対象となります。
39	たこ焼き屋でイートインスペースがあり、アルコール類を販売しており、その場で飲酒することも可能です。19時以降に酒類の提供を自粛すれば、支援金の対象となるのか。	営業形態から飲食店と見なすことは可能であり、19時以降のアルコール類の提供を自粛していただければ、支援金の支給対象となります。

	質問	応答
40	ビルのオーナーがライブバーを経営している場所を、日中のみ借り上げ、食事・酒類・カラオケサービスを提供していますが、支援金の支給対象となりますか。	営業形態は飲食店であり、休業要請の対象ではありません。また、日中のみの経営であり、アルコール類19時以降の販売自粛の協力依頼にも該当しないことから、支援金の支給対象にはなりません。 また、ライブバーは休業要請の対象施設であり、休業にご協力いただける場合は、支援金の支給対象となります。
41	会社との委託契約でピアノ講師をしています。ピアノ講師として働く場所は、会社が管理していますが、休業要請の対象となりますか。	当該ピアノ講師業務は、会社が管理する施設を使用するイベントの運営者と見なすことができ、休業要請の対象となりますが、施設の管理に携わることができないため、支援金の支給対象にはなりません。
42	「スポーツ用品」と「家電」のように休業要請の対象と対象外が混在する店舗で、スペースが分かれている場合は、休業対象施設で扱う物品（スポーツ用品）を販売しなければ、支援金の対象となりますか。	スポーツ用品店としての施設を休止することとなることから、休業要請にご協力をいただいたものと見なし、支援金の支給対象となります。（その場合、店内から対象品を取り除く、店頭販売不可の表示をする等の対応が必要です）
43	ゴルフ練習場で、屋内施設と屋外施設を併設しているが、休業要請の対象である屋内練習場のみ閉鎖した場合、支援金の対象となりますか。	屋外練習場は、休業要請の対象ではないので、屋内練習場のみ休業にご協力をいただければ、支援金の支給対象となります。
44	旅館で、部屋食ではなく食堂で夕食を提供していますが、19時以降、アルコール類を提供しなければ、支援金の支給対象となりますか。	飲食店には該当せず、旅館業としての食事の提供であることから、支援金の支給対象にはなりません。

	質問	応答
45	バーを営業しているが、休業期間中に移転した場合は、支援金の支給対象となりますか。	休業要請期間に全て休業した場合は、支給の対象となります。 但し、数年前から休業していた場合など、経営の実態ないとみられる場合は、支援金の対象とはなりません。 なお、休業要請期間が延長された場合についても、ご協力いただくことが要件となります。
46	道内と本州でボウリング場を経営しています。道内の施設だけ休業しても、支援金の支給対象となりますか。	ボウリング場は、休業要請の対象施設であり、道内施設の休業にご協力をいただいた場合は、支援金の支給対象となります。
47	休業要請の対象であるペット店でトリミングコーナーは閉鎖し、休業要請の対象となっていないペット雑貨のみを販売しても、支援金の支給対象となりますか。	ペットショップは、ペットフード売場を除く全てが休業要請の対象となっており、ペットフード売場以外の休業要請にご協力いただける場合は、支援金の支給対象となります。
48	ホテルの集会に供する部分は休業要請の対象になっているが、宿泊者向けの朝食会場として利用するホールは、休業対象となりますか。	宿泊者向けの朝食会場は、ホテル宿泊者のみの利用スペースであり、休業要請の対象施設には該当しません。
49	脱毛や美白などの保険適用外の施術をしている医療施設は、休業要請の対象施設になりますか。	医療機関であり、休業要請の対象にはなりません。

	質問	応答
50	1つの店を2人で経営し、それぞれ報酬として確定申告しているが、休業要請に協力した場合、2人とも20万円の支援金が支給されるのですか。	休業要請の対象は施設であり、要請にご協力をいただいた場合、支援金の支給対象は、当該施設の管理者（代表者）となります。
51	フラダンスや社交ダンスの教室は、休業要請の対象施設に該当するか。	フラダンス教室、社交ダンス教室ともに、「休業要請を行わない施設」に該当しないことから、休業要請の対象となり、要請にご協力いただける場合は、支援金の支給対象となります。
52	ヘッドスパ（エステ）と美容室が半々の業態は、休業要請の対象になりますか。	エステサロンは、休業要請の対象施設ですが、美容室は、対象ではありません。両者が施設内で区分されている場合は、エステサロン部分を休業していただければ、支援金の支給対象となります。 両者の機能が均衡し、明確に区分されない場合は、施設全体が休業要請の対象となります。
53	中古家電専門店は、休業要請の対象とならない家電販売店か、対象となる古物商のどちらですか。	古物商の免許が必要な中古家電販売は、休業要請の対象となり、要請にご協力をいただける場合は、支援金の支給対象となります。
54	飲食店で19時以降、テイクアウトで酒類を販売した場合、協力金の支給対象になりますか。	19時以降のアルコール提供の自粛は、店内での感染リスクを低減するための要請であり、テイクアウトでの販売は、要請にご協力をいただいたものとして、支援金の支給対象となります。

	質問	応答
55	キャンプ場は、休業要請の対象施設となるのか。	キャンプ場は、休業要請等の施設一覧に掲載されていない屋外施設であり、休業要請の対象にはなりません。適切な感染防止対策を図っていただくことが必要です。
56	道の駅にある土産店は休業要請の対象施設となりますか。	施設の一部を使用（占有）し、自らが運営しているのであれば、休業要請の対象施設となり、要請にご協力をいただける場合、支援金の支給対象となります。
57	24時間営業の飲食店は、何時から酒類の提供が可能ですか。	明確な規定はありませんが、概ね早朝5時まではアルコール類の販売は控えてください。
58	山岳ガイドは休業要請の対象になりますか。	休業要請の対象は、施設です。施設の使用を伴わない山岳ガイドの業務は、休業要請の対象にはなりません。
59	トロッコ列車は、休業要請の対象施設となりますか。	トロッコ列車は、遊園地の一部と見なし、休業要請の対象となります。要請にご協力をいただければ、支援金の支給対象となります。

	質問	応答
60	ゴーカートは、休業要請の対象施設となりますか。	ゴーカートは、遊園地の一部と見なし、休業要請の対象となります。要請にご協力をいただければ、支援金の支給対象となります。
61	釣り堀は、休業要請の対象施設となりますか。	釣り堀は、休業要請等の施設一覧に掲載されていない屋外施設であり、休業要請の対象にはなりませんが、適切な感染防止対策を図っていただくことが必要です。。
62	漁協直営店での海産物販売は、休業要請の対象となりますか。	食料品の販売施設は、休業要請の対象にはなりません。
63	屋内のラジコン会場の時間貸しは、休業要請の対象になりますか。	ラジコン会場は、「休業要請を行わない施設」に該当しないことから、休業要請の対象となり、要請にご協力をいただければ、支援金の支給対象となります。
64	卓球スクールは、休業要請の対象になりますか。	卓球スクールは、「休業要請を行わない施設」に該当しないことから、休業要請の対象となります

	質問	応答
65	ふとん販売店は、休業要請の対象になりますか。	ふとん販売店は、「休業要請を行わない施設」に該当しませんが、ふとんは生活必需物資であることから、休業要請の対象とはなりません。
66	美容室で行っている着物着付けは、休業要請の対象となりますか。	美容業務と区分し運営している着物着付け業務であれば、休業対象となります。美容室は休業要請の対象でないため、休業しても支援金の支給対象にはなりません。
67	倉庫で古物商を営んでいる場合、店舗と同じ扱いで休業要請の対象となりますか。	古物商が店舗の用途で使用する倉庫は、休業要請の対象施設となり、要請にご協力をいただければ、支援金の支給対象となります。
68	観光遊覧船は、休業要請の対象ですか。支援金はいくらもらえるのですか。	観光遊覧船は、「休業要請を行わない施設」に該当しないため、休業要請の対象となります。要請に協力していただければ、支援金の支給対象となり、法人事業者であれば30万円が支給されます。
69	仏壇仏具店は休業要請の対象施設ですか。	仏壇仏具店は、「休業要請を行わない施設」に該当しないことから、休業要請の対象になり、要請にご協力をいただければ、支援金の支給対象となります。

	質問	応答
70	学校法人で専修学校を運営していますが、休業要請の対象施設になりますか。支援金の給付対象となりますか。	文教施設は、休業要請の対象施設となっており、要請にご協力をいただければ、支援金の給付対象となります。
71	おしぼりリース施設は、休業要請の対象となりますか。	おしぼりリース施設は、「休業要請を行わない施設」に該当しませんが、ランドリー、クリーニング店に類似した施設であるため、休業要請を行わない施設になります。
72	自宅で個人で占い業（占い師）を営んでいるが、休業要請の対象となりますか。	自宅での占い業（占い師）は、「休業要請を行わない施設」に該当しないため、休業要請の対象となり、要請にご協力をいただければ、支援金の給付対象となります。
73	屋内テニスは休業要請の対象ですか。	屋内テニスは、休業要請の対象となります。
74	ガラス工房で販売も行っているが、休業要請の対象になりますか。	ガラス工房は、「休業要請を行わない施設」に該当しないため、休業要請の対象となり、要請にご協力をいただければ、支援金の給付対象となります。

	質問	応答
75	パチンコ店に隣接する特殊景品交換所は、休止要請の対象施設として支援金の対象となりますか。	古物商としての許可を受けている特殊景品交換所は、休業要請の対象となり、要請にご協力をいただければ、支援金の給付対象となります。
76	家具のリメイクを行っているが、休業要請、支援金の対象になりますか。店舗を有しています。	修理店は、休業要請の対象となりません。
77	個人事業主で、出張型のボディエステを行っていますが、休業した場合には支援金の対象となりますか。	利用者が使用する施設を有していない場合には、支援金の対象となりません。
78	大規模商業施設に、テナントとして入居している食料品店について、商業施設自体が休業しており、開店ができません。こうした場合は、支援金の対象とならないのですか。	食料品店は、休業要請の対象でないため、テナントビルが休業しても支援金の対象にはなりません。
79	シェアオフィスを経営しており、ワンフロアに40～50社が入居して営業しています。個室ではなく、パーテーションで仕切っていますが、休業要請及び支援金の対象となるか考え方を教えてください。	各種事務所は、休業要請の対象にはなりません。

	質問	応答
80	ロケーションコーディネーター（テレビのロケ班）は、休業要請の対象となりますか。	施設使用が伴わない業務については、休業要請の対象とはなりません。
81	「水素を鼻に吸入するサロン」（医師免許なし）を経営していますが、休業要請の対象となりますか。	エステサロンの一種と見なし、休業要請の対象施設となります。
82	美容室（企業）向けの物販（シャンプー、スプレー、ムース）を行っている法人だが、生活必需物資販売施設に該当しますか。または商業施設に該当するのですか。	「休業要請を行わない施設」に該当しませんが、生活必需サービスである美容室向けの物販を行っているという趣旨から、休業要請の対象にはなりません。
83	リラクゼーション施設で、親会社から店舗を借りて営業し、確定申告も行っていますが、支援金の支給対象となりますか。	整体院と同類の施設であり休業要請の対象となります。要請にご協力をいただければ、支援金の支給対象となります。
84	インソールや革製品、古物（古物許可あり）など様々なものを販売していますが、支援対象になりますか。	「休業要請を行わない施設」に該当しないことから、休業要請の対象となり、要請にご協力をいただければ、支援金の支給対象となります。

	質問	応答
85	コンサートホールは休業要請の対象施設ですか。	コンサートホールは観覧場の一種であり、休業要請の対象施設となります。
86	ライブやイベント会場に音響機材を搬入する会社は支援金の対象となるのですか。	休業要請は、施設及び当該施設を活用し実施するイベントに対し行うものであり、音響機材の納入という業務に対し行うものではありません。従って、支援の対象にもなりません。
87	カラオケ店は床面積に関わらず、休業要請の対象施設となりますか。	カラオケボックスは、休業要請の対象施設となります。
88	スナック、バーの営業で、4/24（金）の営業が25日（土）0時を超えた場合は対象となりますか	遅くとも25日（土）からの休業を要請しています。支援金の支給要件にもなっておりますので十分ご注意ください。
89	飲食店を3店舗を運営していますが、 ①飲食店は19時以降の酒類販売は無しですが、閉店時間は自由で良いですか。 ②休業要請について、床面積の基準がありますか ③酒類販売をしない証明はどのようにしますか	①飲食店については、閉店時間に関する制限は設けていません。 ②休業要請の内容に一部基準を設けていますが、支援金には影響しません。 ③メニュー表や店舗内、店頭表示などの記録を残しておいてください。

	質問	応答
90	ボクシングジムは休業要請の対象となりますか	ボクシングジムはスポーツクラブの一種であり、休業要請の対象となります。
91	新体操教室は休業要請の対象となりますか	新体操教室はスポーツクラブの一種であり、休業要請の対象となります。
92	猫カフェは休業要請の対象となりますか	猫カフェは、喫茶店の一種であり、休業要請の対象となりません。
93	ライブ喫茶は休業要請の対象となりますか	ライブ喫茶は、ライブハウスの一種であり休業要請の対象となります。 ライブ機能を休止した上で、喫茶店だけの営業を継続されることは可能です。 (その場合、アルコール類の提供は午後7時まででお願いします)
94	ペットサロンとペットホテルを併設しており、トリミング部分は8畳程度ですが、休業要請の対象となりますか	トリミングは休業要請の対象となります。 トリミング部分を閉鎖した場合は、ペットホテルの営業は可能です。

	質問	応答
95	音楽教室をしています。 集会所での演奏もしていますが、休業要請対象期間中に集会所の演奏を休んだ場合、支援金の給付対象となりますか。	音楽教室は、休業要請の対象となりますが、支援金については、施設管理者を対象としています。音楽教室の施設管理者がご本人でしたら支給金の支給対象となります。
96	自宅でブリーダーを営み、繁殖と販売を行っています。 ペットショップに含まれますか。	ペット販売については、休業要請の対象となります。 販売業務の休止にご協力をいただければ、支援金の給付対象となります。
97	ハンドメイド作品を受託販売しているが休業要請の対象となりますか	「休業要請を行わない施設」に該当しないことから、休業要請の対象となり、要請にご協力をいただければ、支援金の支給対象となります。
98	5月6日までの休業要請期間が延長した場合、支援金は追加されますか。	休業要請期間が延長された場合は、延長された期間についても、ご協力いただくことが今回の支給要件となります。
99	観光客向けの土産物を中心に販売している食料品小売店は、休業要請の対象となりますか。	食料品小売店については、取扱う商品の用途にかかわらず、休業要請の対象にはなりません。 ただし、土産物店は休業要請の対象であり、休業協力をいただいた施設は支援金の対象となりますので、ご相談ください。